

平成30年度 宮城県森林審議会第1回森林保全部会 議事録

日時 平成30年5月24日（木）

午後1時00分から午後4時00分まで

場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

配付資料

資料1

「太陽光発電施設の設置（宮城県松島町）に係る林地開発について」

資料2

「太陽光発電施設の建設（黒川郡大郷町）に係る林地開発について」

資料3

「林地開発許可一覧（平成29年度）・林地開発協議一覧（平成29年度），林地開発許可に付する条件の設定方針」

1 開 会

事務局から開会を宣言し，出席者（構成委員5名中3名出席）が過半数出席により，宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。

続いて，会議の公開・非公開について，宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること，ただし，平成29年7月9日に開催された森林保全部会における申し合わせにより，委員が答申内容を検討する際は，非公開とする旨説明。

また，傍聴者は「傍聴要領」に従って，会議を傍聴するよう依頼。

さらに，委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は，本年度1回目となりますが，部会委員の皆様方にはお忙しいところ，御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして，10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は，森林保全部会で審議することになっております。本日は，いずれも太陽光にかかる案件2件が諮問されておりますので，宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。それでは次に，今後の予定についてご説明します。

本日は、いずれも太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が2件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「日本国土開発株式会社東北支店及び国土開発工業株式会社」に係る案件を御審議いただきます。一旦休憩をはさみまして、審議事項（2）の「宮城大郷ソーラーパーク合同会社」に係る案件を御審議いただき、（3）の「その他」におきまして、事務局から平成29年度の許可実績等を御報告させていただきます。終了時刻は午後3時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、進藤委員と谷田貝委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（両委員了解）

ありがとうございます。それでは、諮問案件である（1）「日本国土開発株式会社東北支店及び国土開発工業株式会社が行う太陽光発電施設の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

川村部会長：最初、私から質問をさせていただきます。本日の変更計画書と申しますのは、当初、土取りを目的としていたものが、土砂の需要が減ったということで、区域を拡大して、太陽光発電施設を設置するという内容になっていますね。現況として、ドローンの映像などを使った説明があり、資料49ページの写真の中でも、当初計画であった土取りをしている様子が伺えるものがありますが、現在、当初計画に対してどれくらいの土砂採取が終わったのでしょうか。

申請者：回答させていただきます。当初計画の土砂採取量は500万立方メートルを考えておりました。ところが、現在まで採取が終わっているのは、21万立方メートル、およそ4.2%となっております。需要もほぼ終了しましたので、土砂採取について閉鎖という予定になっております。

川村部会長：当初は平成24年度に許可を受けておりますので、5年を経過した中でこの程度

の採取量となりますと、土取り作業を始める段階で、新たな土地利用計画があったということなのでしょうか。

申請者：当初の計画の段階では、そのような計画はなかったのですが、当時は東日本大震災の直後でして、周辺に土取り場がないような状況でした。その時の計画でしたので、500万立方メートルくらい需要が見込めるということでやっておりましたが、その後急に土取り場が増えまして、別な土取り場から皆さん購入されているということで、数値が小さくなっております。

川村部会長：かなり目標とずれたということですね。今気がつきましたが、46ページの撮影写真の位置図について、2番と3番は逆ですよ。

事務局：そのとおりです。

部会長：なおしておいてください。ほかにございませんか。

進藤：31ページについてお尋ねしたいのですけれども、水はパネルの下に貯めるというお話だったと思うのですが、いつもは乾いていて、大雨の時、水が貯まるということでしょうか。パネルの下の状況について教えて下さい。

申請者：お答え申し上げます。基本的に調整池は乾いている状況になっております。先ほど事務局からお話がありましたとおり、深さは異なりますが、雨が降っても、1日ないし1日半で全て水がなくなる計画となっております。調整池に溜まった水が一気に流れますと、下流にご迷惑がかかりますので、調整池からため池に水を流す場合は、大体1日から1日半で流れるようになっております。今回の調整池につきましては、そのまま浸透する部分もございますが、基本は放流管から出すというところで考えております。

部会長：関連してですが、オンサイト方式ということで、平時は乾燥しているということですが、当然、洪水時のことを考えますと、パネル等の施設を設置するには、それなりの高さの支柱にパネルなどの発電施設を設置する必要があると思います。オンサイトではなく、通常の造成平場にパネルを設置するのに比べて、施設の維持管理上、高さですとか、困難さが発生してくると思うのですが、その点はいかがなのでしょうか。

申請者：お答えします。今回は通常の造成平場のような場合よりも、高い位置にパネルを設置します。もちろん、通常よりも維持管理において困難なことがございますが、今回はパネルの位置を高くし、土砂などが流れ込んでしまった場合でも、バキュームなどでそれらを適切に除去する予定となっております。ただ、写真などを見て分かるように、今回の開発は、山の頂上を

切るような計画となっておりますので、外部から土砂が流れ込んでくることは殆ど無いということが考えられますが、念を押して、メンテナンスという面では、そのようにバキュームを使った土砂による除去を計画しております。

谷田貝委員：吹付工法についてお伺いしたいのですが、こういった種類のものを考えていらっしゃるのでしょうか。

申請者：植生のことでよろしいでしょうか。基本的には、まず在来種を使う予定となっております。盛土のところにつきましては、3種混合吹付ということで、すぐ生える洋芝と他の種子を混ぜ合わせまして、草が一年中生えているようなものを選んで吹き付けて緑化をはかるというような形です。

進藤委員：この開発箇所は、松島町によりますと、緑の景域となっているようですが、景観を守るために、特別の配慮をしているのでしょうか。

申請者：松島町の景観条例がありまして、それに基づき、フェンスの色ですとか、そのようなところに配慮しております。

部会長：造成森林等については、松島町木の松を植えるというような配慮もあるのでしょうか。

申請者：そのとおりです。

部会長：もう一点質問しますが、電力の固定買い取り制度が満了した時点で、パネル等は撤去するということでしたが、事務局で作成した審査調書を見ますと、事業地において、申請者が所有権を持っている土地があるようですね。どの程度、自社所有地となっているのでしょうか。

申請者：40筆中36筆を自社で所有しております。残り4筆については借地として契約書を取り交わしております。

部会長：面積で言うとどれ位なののでしょうか。

申請書：借地の部分といいますのは、ほぼほぼ残置森林の部分及び農地の部分となっておりますので、全体面積として10%はございません。5%程です。

部会長：先の話になりますと、20年後、仮に売電事業を満了した場合、パネル施設等を撤去した状態で、自社所有地として保有することになるのですか。

申請者：事業者で考えておりますのは、20年後に売電事業が満了したら、基本的にはパネル等を撤去しまして、植林するという計画になっております。ただし、進入路、法面については、そのまま存地させていただき、パネルを設置していた箇所については、事業者で植林する予定となっております。

部会長：本日の審議会においては、審査の対象となりませんが、事業者の履歴事項全部証明書を見ますと、会社目的の中に、森林の保有や林業の経営というものがないわけですね。このあたりについては、会社の目的に今後、追加するということですね。こちらは、開発許可には直接関わりがございませんが、検討していただければと思います。

申請者：はい。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「日本国土開発株式会社東北支店及び国土開発工業株式会社が行う太陽光発電施設の設置」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに特に問題はない」ということで答申することで異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

それでは、1件目の審議について終了します。

司会：ありがとうございました。それでは休憩に入ります。なお、再開は、午後2時15分といたしますので、よろしくお願いいたします。

司会：それでは森林保全部会を再開いたします。川村部会長、よろしくお願いいたします。

川村部会長：それでは、審議を再開します。(2)「宮城大郷ソーラーパーク合同会社が行う太陽光発電施設の建設」について審議を行います。はじめに事務局から審議事項の説明を求めま

す。

事務局：(資料に従い申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

進藤委員：調整池まで造成森林を作るというお話でしたけれども、ドローンの写真で見た限り、その場所は立派な森林ではないように見受けられました。そこに木を植栽するとして、今から何年くらいで森林になるとお考えでしょうか。

申請者：お答え申し上げます。おっしゃっているのは、事業地真ん中の林帯のことだと思うのですが、そちらにつきましては、現在生えている木については伐採して、造成が終わった後に植林させていただく予定となっております。今回、植林する木につきましては、なるべく生長の早い木、または、近隣にある木で、樹高1mの木をヘクタール当たり2,000本という基準で、植林させていただきます。期間については、大体5年くらいで、木として十分な高さとなり、10年たてば、十分森林となり得ると考えております。

川村部会長：1点質問いたします。申請者の事業計画書を見ますと、現地形の平均傾斜度が5度ということで、緩斜地となっており、勾配の少ない適地を選んでいるということになりますが、6ページ上の土工量の数値を見て、総切土量から総盛土量を引いた残土量については、12万7千立方メートルということで、相当量の残土となっております。計画では残土全てを場内で処理するようですが、もう少し具体的に処理について教えて下さい。

申請者：お答え申し上げます。先ほどの説明のとおり、今現在、設計上12万6千8百立方メートルの残土が余るという計画になっております。これは、設計する上で、土量に変化率という係数をかけた結果のもので、これは採った土を埋めるときに、締め固まって量が変わるということを考慮したものです、変化率としては、規定上の0.9という数値を用いておりますが、この0.9という数値は、本当に一般的な数値となっております。今回は事業区域内に11本分のボーリングを実施しましたが、結果いずれも風化した砂質土系の岩となっております。風化した砂質土系の岩はよく締まるような状況でして、先ほど申し上げた0.9という係数は、実際には0.85に近い形であり、それは統計学的にも言われていることです。仮に0.85に近い係数を使うとなりますと、残土量としましては、3万6千立方メートル程度になります。その場合、場内で残土をならしますと、8センチ程度となります。これを、どのように施工するかということですが、今回は木を切った後に、ドローン等により三次元データーを計測しまして、情報化施工、いわゆるIC搭載重機を用い、インターネットで土量を確認しながら順に施工していきます。ですので、いくつかのブロックに分けた土量につきましては、それぞれバラ

ンスを取りながら施工しますから、最後にどっさり土が余るということは想定しておりません。そのような施工方法により、また、土が多く締め固まることにより、残土量が少なくなると考えられます。

川村部会長：今、私が発言しましたのは、残土量が多く、場内に土捨て場を作った場合、土砂流出が起こる危険性があり、また、残土を場外に持って行った場合も、それなりに適切な残土処理場を確保しないと、二次災害が起こりますよ、という視点で言っているわけです。こちらが審査する上では、切土量から盛土量を引いたものが残土量ということで審査しますので、縦横断図から計算した土量については、工事中の飛散量や土質に応じた変化率を加味して計算していただく必要があると思います。そのあたりの指導は事務局にお願いしたいと思います。

川村部会長：他にございませんか。

谷田貝委員：現在、事業区域内に沢が何本かあって、全て河川に流れているようですが、今回の工事で全て調整池に集められるということなののでしょうか。

申請者：そのとおりです。今回、沢を埋める場合は、穴の空いた暗渠管を沢の一番深い所に埋めた上で、水を全て調整池に集める計画となっております。

谷田貝委員：ということは、川の水量は減るということでしょうか。

申請者：量としては変わりません。今まで、沢からそのまま川に入っていたものを、調整池に一旦集めて、再度川に流すので、量としては変わらない予定となっております。

谷田貝委員：もう1つ質問がございまして、この辺りで、動植物の自然環境調査を行ったとありますが、現時点ではどのような動植物がいるとことが分かっているのでしょうか。

申請者：昨年の9月に、動植物調査を行いました。植物については、国で定める希少植物及び、環境省と宮城県で定めるレッドデータブックにおける希少植物は見当たりませんでした。動物については、ほ乳類ではツキノワグマとカモシカ、両生類についてはサンショウウオとアカガエル類、魚類ではホトケドジョウが重要種として見つかりました。

谷田貝委員：ありがとうございました。それでは、それら希少動物への配慮はどのようになされるのでしょうか。

申請者：今回確認された14種の希少動物のうち移動能力の低い魚類又はサンショウウオについては、既に移植を完了しております。移植先は、近隣の町有林で、東北大学の太田先生と、先

日移植を完了しております。また、移動能力の高いほ乳類を含めた動物については、工事中において、自分で移動できるということで、そのままの予定です。

谷田貝委員：ありがとうございます。それと、工事後の植栽については、在来種のもので緑化するというところでよろしいでしょうか

申請者：基本的には近隣に自生している木や在来種の木を植栽する予定となっております。

川村部会長：私からもう一点ございます。８ページの事業計画書の中で、２０年後、事業者は太陽光発電設備を撤去して、土地所有者に事業地を返地するとありますが、事業地の土地所有者はどなたになるのでしょうか。

申請者：全て大郷町有林となっております。補足を致しますと、この事業はもともと町と事業者と一緒にすすめてきたものであります。２０年後につきましては、パネルを撤去した後にそのまま返地をするという契約内容になっておりまして、植林のことについては、触れておりません。その後、町が何かに利用されるかもしれませんが、現段階では分かり兼ねるところであります。

川村部会長：計画上の現段階で言えることは、賃貸契約に基づき、事業者は更地にして土地所有者に返地するということですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：そうしますと、返地後は、洪水調整池等の管理も町に帰属するということですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので質疑を終了します。ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それではお諮りします。

「宮城大郷ソーラーパーク合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに特に問題はない」ということで答申することで異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定しました。それでは、審議事項について終了いたしましたので、申請者の皆様には、ここで退出をお願いいたします。

(申請者退出)

川村部会長：次に、「その他」に入りますが、委員の方々から何かございませんか。
他になれば事務局からございますか。

事務局：(平成29年度許可及び協議実績・平成30年度からの許可条件設定方針・今後の開催日程等説明)

川村部会長：ただ今の報告に対して、委員の皆様から何か御質問はございませんか。

説明があった許可の実績について、新規の案件として、土砂採取に係る許可が13件、協議が1件もあるようです。本日の松島での例のように、土砂採取というのは、災害復旧工事用の土取りを目的とするものが多いと思いますが、復興事業が進んだということもあり、土砂の需要量が減ったことから、例えば今後、事業を廃止したり、縮小したりするという傾向は、松島地域以外にも見られるのでしょうか。

事務局：土砂の需要量は当然、震災復興事業を見込んで、かなり新規許可申請がなされたところで許可してきたわけですが、ここにきて、土砂の需要量の落ち込みというものが見られてきたわけで、土であればどのようなものでも構わないというような土取り場への土の需要は減ってきております。ただし、需要があるところにはあるわけで、いまだに新規の相談があがってきているところです。ですので、ピークは過ぎたものの、一定の需要は見込めているという状況になっております。

川村部会長：確かに松島町というのは、位置的に現場に遠いなどの理由があるのかもしれませんがね。

川村部会長：林地開発許可に付する条件の設定方針については、今まではどのように対応していたのでしょうか。

事務局：今までは、改めて方針というものは作っておらず、新たに許可を出す際の例文として、記載しておりましたが、方針として定めることで、担当者が変わっても考え方が統一されるということと定めました。

後藤課長：今回の審議会とは関係ございませんが、午前中の審議会の進藤委員の発言にもありましたとおり、自然環境保全法の中では、許可制でしている部分と、届出制でしている部分がございます。許可制でしている特別地区内での事業等につきましても、再生エネルギー事業を禁じるような内容にはなっておりません。唯一禁じているのは火力発電所だけでして、それ以外は許される範囲となっております。保全法については、そのようになっており、かつ許可要件として、面積要件もないことから、どのような規模の事業も出来るようになっております。公園法については、景観上の規制がございます。一番分かりやすい例ですと風力発電がございます。稜線を超える大きなものが立つ場合は、公園法で規制できる場合がありますが、面積による規制というものにはなっておりません。面積で規制するという考え方がございませんし、公園法は、憲法上の財産権に配慮するようにと、わざわざ書いておりますので、開発をとめるという理屈づけにはなりません。そういう中に今、我々はいるわけで、森林法は森林法に基づき開発許可しなければならないということで、自然保護課の中では開発を止めようがないというのが現状でございます。先ほど谷田貝委員がおっしゃったとおり、ドイツ方式で、開発した分森林を回復させるというのは、国土全体の森林の守り方という考え方に立つ必要があるように思います。現在、再生エネルギー事業だけを悪者扱いにするというのは難しく、先日、経済産業省の発表にもありましたとおり、再生可能エネルギーを全体エネルギーの23若しくは24%まで引き上げましょうという目標の中で、再生可能エネルギー事業を規制するというのは難しい状況になっております。一方で、電力固定買い取り制度の入札価格が下がりましたので、我々の見込みとしましては、ここ数年で再生可能エネルギー事業に伴う開発許可申請は止まるのではないかと考えております。ただ入札価格が下がると、事業者は、開発面積を大きくしないと事業が儲からないと考える訳で、大規模開発が逆に多く申請されるようになるのではないかと考えております。公園法ですとか、保全法の延長として条例を作っても、一概に開発を止められない、むしろ我々の立場でいけば、自然環境へ影響がないことの根拠を義務付けするというような形でもっていくしかないのかなという所がございます。なかなか、規制する側の理屈づけが難しい体系となっております。

川村部会長：確かに林地開発と言いますのも、法律上、基準を満たしていれば、許可しなければならないという法律なのですが、少なくとも許可基準というものが定められておりますので、水の処理なり土砂の処理なり、災害防止の観点から、基準を満たしていると審査した上で許可をしているのでしょから、それも1つの乱開発の防止に繋がっているのではないのでしょうか。ですので、しっかり審査するようにお願い致します。

事務局：分かりました。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。